

# 「一般財団法人および一般社団法人の非営利性についての研究」

## Study on Not-for-profit organizations

古市 雄一郎

### 1 はじめに

我が国において非営利組織に分類される組織形態として、公益法人や学校法人、NPO法人等があり、一般財団法人・一般社団法人（以下一般法人）も非営利組織に含まれると一般には、認識されている。非営利組織は、利益を活動の目的とする営利組織（代表的には株式会社）と対をなす組織であり、活動及び事業の内容ではなく、営利を目的とするか否かにより両者は区別される。すなわち、営利を目的とするのが営利組織で営利を目的としないのが非営利組織であるが、問題は営利を目的としないという事をどのように判断するかという点にある。一般的には、組織が利益（剰余）の分配を特定の者に行うか否かによりこの判断が行われている。そこで、この利益の分配を行わないという非分配制約の意義とそれがなぜ非営利性の判断基準になるかという点、そして非営利組織を名乗る場合にその非営利性が徹底されなければならない理由について検討される必要がある。

我が国の制度に当てはめるなら非営利組織の特徴について考えたときに我が国の一般法人がどのようにその非営利性を担保しているかについての検討がこれに当てはまると言える。現行の制度においては、一般法人は、準則主義に基づき法人登記がされ、その中で公益性が認められた法人については、公益法人として活動が認められる。公益法人に認定されれば、税法上の優遇が得られる一方で、公益認定時において必要要件を満たしている事に加えて、事後的に公益認定等委員会等からの指導・監督が行われることによりその非営利性と公益性について外部からのチェックが常に行われることになる。しかしながら、一般法人の場合には、原則として設立後に非営利性について外部からチェックが行われず、非営利性を満たしていない組織が社会において活動を続ける事が出来てしまう可能性がある。

本稿においては、我が国の一般法人制度について概観した後、非営利組織における非営利性の意義について分析し、非営利組織としての一般法人の在り方について検討を行う。

## 2 一般法人の意義

一般法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、一般法人法）に基づき設立される法人であり、準則法人としての性格を有している。準則法人とは、法定の要件を満たしている場合に設立登記を経て、法人登記を行えば当然に法人となることを認める立法形式である準則主義に基づき設立される法人である<sup>1)</sup>。準則法人の具体例としては、本稿で取り上げる一般法人のほかに、会社や労働組合等が挙げられる。（平野 2017 P74）

一般法人法は、2008年12月から施行された法律であるが、それまでは、財団法人または社団法人として法人を設立するには、旧民法34条を根拠法とする公益法人による形態をとる必要があった。当時の公益法人の設立にあたっては、非営利志向が明確でなおかつ公益目的であることが主務官庁により認められた場合に設立が可能であった。公益法人は、許可法人であったために、設立に必要な要件を満たしていたとしても、公益か否かの判断について主務官庁に大きな裁量を与えられていた。そのため判断に恣意性が過度に入り込む可能性や非営利組織の活動の活性化の面から法人の設立と公益認定が一体となった制度設計の問題点が指摘され、法人の設立と公益性の判断が分離されたために一般法人は、準則法人となった。1998年には、特定非営利活動法（以下、NPO法）が施行され、特定非営利活動法人（以下、NPO法人）が設立可能になった。NPO法人は、非営利組織であるという点においては、一般法人と共通しているが認証法人<sup>2)</sup>である点とその活動が政府が定めた20種類の活動に限定されている点において、異同がある。旧公益法人制度の下では、非営利組織を設立する場合、行政庁により許可がなければ、法人を設立することはできなかったため、NPO法人の意義は、大きいものであった。一方で、現在の一般法人制度の下では、NPO法人よりもより自由に活動を限定されることなく非営利目的の法人が設立できることから、一般法人及び公益法人系の非営利組織とNPO法人系の組織を併存させる意義については、検討の余地があると言える<sup>3)</sup>。

---

1) 準則法人とは、異なり法人の設立について行政庁が法律の求める設立要件のチェックを行いその要件を満たしている場合に、法人の設立が認められる法人を認可法人といい、学校法人等がこれに当てはまる。この場合には、行政側は、要件が満たされているかについての自由裁量は少なく、要件が満たされていれば認可が行われることになる。一方で法人の設立に際して行政庁の許可に基づき設立が認められる法人を許可法人という。準則法人や認可法人との決定的な違いとして、設立の要件を満たしていたとしても行政側が設立を認めるかについての自由裁量を有している点がある。

2) 認証法人は、認可法人よりも簡易な手続きで法人格を取得することができるが主務官庁の認証は、必要になり、その判断において行政の判断の余地は、残されている。その意味では、準則法人よりも認可法人に性格が近いと言える。現状では、宗教法人等がこれに当てはまる。

3) 税法上の優遇については、さしあたって検討の対象外とする。法人制度と税法上の区分は、分けて検討することでそれぞれの本質が明らかになると考えられるためである。

一般法人法の施行前の民法に公益法人、商法に営利法人が定められていた時代においては、公益と非営利、私益と営利が強く結び付けられて考えていたために、学校法人や宗教法人等を除いて様々な活動の目的を有する非営利組織の設立においては、非営利性と共に公益性も求められていた。その後、非営利法人を公益法人と中間法人の2つに分けて考えられるようになった。中間法人は、営利も公益も目的とせず、構成員の親睦・地位の向上等の共通の利益を目的とする法人である。中間法人は、個別の特別法が認められないと設立が認められなかったが<sup>4)</sup>、2001年に中間法人法が制定され、個別法が無い場合にも設立が可能になり同窓会や業界団体等の共益目的の法人を中間法人として準則主義に基づき法人化することができるようになった。中間法人は、公益法人制度改革に伴う一般法人制度の導入に伴い2006年に廃止され、一般社団法人へと移行された。(平野 2017 P56)

一般社団法人を設立するには、以下の手続きが必要になる。

- (1)定款を作成し、公証人の認証を受ける。
- (2)設立時理事の選任。
- (3)設立時理事による設立手続の調査。
- (4)法人を代表すべき者が、法定の期限内に、主たる事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局に設立の登記の申請を行う。

また、定款には、以下の点を含めなければならない。

- ①目的
- ②名称
- ③主たる事務所の所在地
- ④設立時社員の氏名又は名称及び住所
- ⑤社員の資格の得喪に関する規定
- ⑥公告方法
- ⑦事業年度

また、一般社団法人を設立する場合には、以下の手続きが必要になる。

- (1)定款を作成し、公証人の認証を受ける。
- (2)設立者が財産（価額300万円以上）の拋出の履行を行う。
- (3)定款の定めに従い、設立時評議員、設立時理事、設立時監事の選任を行う。
- (4)設立時理事及び設立時監事が、設立手続の調査を行う。
- (5)法人を代表すべき者（設立時代表理事）が、法定の期限内に、主たる事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局に設立の登記の申請を行う。

---

<sup>4)</sup> 消費生活協同組合、農業協同組合、労働組合等が当てはまる。

一般財団法人の定款には、以下の点を定める必要がある。

- ①目的
- ②名称
- ③主たる事務所の所在地
- ④設立者の氏名又は名称及び住所
- ⑤設立に際して各設立者が拠出をする財産及びその価額
- ⑥設立時評議員、設立時理事及び設立時監事の選任に関する事項
- ⑦設立時会計監査人の選任に関する事項
- ⑧評議員の選任及び解任の方法
- ⑨公告方法
- ⑩事業年度

また、社団法人と財団法人に共通する点として定款において剰余金及び残余財産を特定の者に分配する事を規定することはできず、一般法人は、剰余金及び残余財産の分配が行われないことが制度上求められていることにより非営利性を有していると理解されている<sup>5)</sup>。このことは、旧民法34条における「営利を目的とせざる」の判断基準として、同様の解釈が行われていた点と同様に法人の非営利性を解していることと言える。

しかしながら、一般法人法第239条には、以下の規定がなされている。

#### (一般法人法)

**第二百三十九条** 残余財産の帰属は、定款で定めるところによる。

2 前項の規定により残余財産の帰属が定まらないときは、その帰属は、清算法人の社員総会又は評議員会の決議によって定める。

3 前二項の規定により帰属が定まらない残余財産は、国庫に帰属する。

1項において残余財産の帰属先を定款に定める場合には、国や地方公共団体もしくは、他の非営利組織を定めることはできるが、それ以外の個人や残余財産の分配が可能な法人等を帰属先に定める定款は、無効とされ、法人の設立は認められない。問題は、第2項の規定で、定款に残余財産の分配先を定めていない場合には、解散時に財産の帰属先を決定することができるがこの際の帰属先についての制限は、明確になっていない。すなわち、この時点で特定の社員や設立者、その他の利害関係者に残余財産を分配することができるために非分配制約が徹底されておらず、厳密な意味での非営利組織としての性質について検討の余地を残さざるを得ない。公益法人や一般法人の中でも税法上の優遇を受けられる非営利型一般法人の場合にはこの点について定款

---

<sup>5)</sup> 残余財産の請求権者が存在しないため、法人の解散時に残余財産があった場合には、国または地方公共団体及び持分の請求権者が存在しない非営利団体へその財産は帰属することになる。

においてあらかじめ国や地方公共団体等に帰属先を明示することが求められている点からも非営利性の判断においてこの点が示す意義は、大きいと言える。

株式会社が金融商品取引法の適用対象となるような場合を除けば、設立後に行政の指導・監督が行われることは無いと同様に<sup>6)</sup> 準則法人である一般法人は、公益法人のような許可法人と異なり、事後的な行政による指導・監督は行われない。すなわち、行政の判断を介入させず要件を満たした場合に法人の設立を認める準則主義と行政による事後的な指導・監督はその趣旨からして相反するものであると言える。

一般法人に対して非営利性が徹底されていない事は、法人に対する指導・監督が行われない事を所与とした場合に、非営利を隠れ蓑にした実質的な営利活動等を許容する可能性がある。次節においては、非営利性のメルクマールとして用いられる非分配制約の意義とその必要性について検討を行う。

### 3 非営利組織の特徴と非分配制約の意義

非営利組織の定義として先行研究等では、利益の分配を行わない組織を非営利組織の特徴とする点がしばしば指摘されてきた。また旧民法34条において規定されていた非営利の内容およびアメリカにおける法制および実務から若林（1997）では、非営利組織を

- (1)利益の獲得を主な目的として、運営するものではないこと。
- (2)その資産又は収入を、会員、理事又は役員に分配したり、便益を与えたりするために使用できないこと。
- (3)解散により清算した場合、残余財産を他の非営利法人に引き渡すか、又は政府に帰属させる事とし特定の個人に引き継がないこと。

という条件を満たした組織であると指摘した。（若林 1997 P235）

利益や残余財産というのは、本来会計上の概念であり、営利組織向けの会計と非営利組織向けの会計の適用の区分においてもこの点が重要視されてきた。米国の会計基準設定団体である F A S B が1978年に公表したRESEARCH REPORT, Financial Accounting in Nonbusiness Organizations -An Exploratory Study of Conceptual Issuesにおいては、組織が営利指向であるか非営利指向であるかによって分類する目的別基準による分類が示されている。この基準では組織の目的に注目し、利益を指向する組織を営利組織、利益を指向しない組織を非営利組織として識別し、利益を指向していない組織とは以下のような特徴を有する組織であると定義されている。

- ① 利益を生み出すことを第1の目的として業務を行わない。
- ② その資産または利益を会員、役員、または職員に分配せず便益を与えない。

---

6) 言うまでもなく重大な法令違反等があった場合には、その限りでは無い。

③ 解散の場合には収益は、他の非営利組織へ移されるかまたは州に返され、決して個人へは返されない。(FASB 1978 p. 161.)

すなわち、非営利組織の活動結果生じた剰余および活動を終了させた時点で組織に残っていた財産の分配を認めない非分配制約が営利と非営利の明確な区分になっていると言える<sup>7)</sup>。

非分配制約が果たす役割について検討を行うには、非営利組織の存在理由について再確認する必要がある。その際に「政府の失敗」と「市場の失敗」という2つの概念に注目できる。

政府が公共サービスを提供する場合には、公共財の性格に鑑みて公共性、均等性、均質性、画一性が求められる。経済が発展途上段階であり、最低限の公共サービスの提供を目指しているような状況であれば、それらの性質に基づいて提供されるサービスは、サービスの消費者（主に国民、市民）にとって十分なものであるが、社会がある程度成熟し必要な社会的インフラが整っている先進国の場合には、サービスの消費者の要求も多様化しその要求に十分に答えるサービスを提供する事が難しくなる。その結果、ある地域では政府または民間企業によって十分に供給されているサービスが他の地域では、十分に供給されていないケースが多く存在するようになる。すなわち、政府は、平均的なニーズを想定し画一的にサービスを提供せざるを得ないために平均的なニーズを持つ需要者の要求しか満たすことができずそれ以外の国民のニーズを満たすことができなくなる。これは、「政府の失敗」と呼ばれている。(西村 2005 P35)

一方で利益を追求する企業は市場で需要者に財やサービスを提供するがその活動により利益の獲得が見込まれなければサービスの提供すなわちその分野への参入は行われなくなる。その結果、そこにサービスの必要が確かに存在していたとしてもサービスが供給されない場合が生じ得ることになる。これを「市場の失敗」と呼ぶ。

すなわち政府の失敗と市場の失敗が重なる部分については、政府からも企業からも消費者にサービスが提供されないことになる。そしてそのような領域でサービスを必要としているのは、経済的に企業からのサービスを購入できない人々が関係する場合が多く見られると言える。そこで、この政府の失敗と市場の失敗を補うために非営利組織が存在すると解することができる。

この市場の失敗の原因としてハンスマンは、「契約の失敗」が存在することを指摘し、非営利組織の存在根拠をそこに求めている。ハンスマンによれば、契約の失敗とは、消費者がそのサービスについて評価ができない場合に、利益を追求する企業の場合には、消費者と約束した内容よりも低いサービスを提供して利益を得る機会とイン

---

<sup>7)</sup> なお、我が国において営利を目的とする組織である会社に関する法律である会社法では非営利組織の場合とは逆に利益の非分配を定める定款を認めていない。(会社法105条2項)

センティブが存在する。消費者も当然のことながらそれを知っているためサービスの供給者である企業とその利用者間に情報の非対称性が存在する場合には、機会主義的行動が取られることになり、それを補うために取引コストが上昇することになる。その結果サービスの提供コストが大きくなりサービスが提供されない状況を生じさせる可能性がある。

しかしながら非営利組織には、非分配制約があるので企業の場合と比べてサービスの提供者の側に機会主義的行動を取るインセンティブが減少するため情報の非対称性が存在し契約の失敗が存在する場合には、非営利組織は企業に代わるサービス供給者として選択されることになるとハンスマンは指摘している。(橋本 1998 P146-147)

この主張に見られるように、市場の失敗の原因として契約の失敗が存在すると考えるならば、市場の失敗により供給されないサービスを適切に提供するためには、非営利組織は非分配制約を課すことにより契約の失敗による影響を軽減させることにより市場の失敗が起きている状況で企業に代わりサービスを提供するという本来の役割を果たすことができることになる。

その点についてハンスマン (1987) では、消費者が営利企業の提供するサービスの量や質についての確な判定をできないが非営利組織は、営利企業に対して非分配制約があるゆえに比較優位を持つことを指摘している。非営利組織は、その比較優位を獲得するためのオブリゲーションとして非分配制約を課される必要があり、そのことは、存在意義とも関わってくる。(足立 2006 P6)

また、非分配制約の意義を非営利組織が企業に対して比較優位を得て自らがミッションとして掲げている活動を推進していくために必要不可欠な要素として捉えるならば、非営利組織の運営者に対してあまりに高額な報酬を支払うことやいわゆるプリンジベネフィットを得る利害関係者が存在することで実質的な利益分配が行われるような状況を避けることにより、非分配制約の機能を非営利組織において徹底し契約の失敗を補完する非分配制約の機能を効果的に用い、企業に対して比較優位を得ることにつながる。

その事が端的に表れている例として我が国の税制における一般法人の取り扱いに注目することができる。我が国の税制においては、一般法人に対しては、原則課税の立場を取っているが、非営利型に分類される一般法人の場合には、公益法人ほどでは無いが一定の税優遇が行われている。非営利型一般法人に分類される要件の一つとして、定款の中で残余財産の分配先としてあらかじめ政府もしくは、非営利団体に限定することで非分配制約を徹底することが求められている。この事は、法人が非営利活動を名目上掲げていても実質的に営利活動を行うインセンティブを軽減させ、組織が実質

において営利か非営利かを区分するのに重要な役割を果たす事を示している<sup>8)</sup>。

先行研究が示しているように非営利組織の目的は、利益の追求ではなく自らが選択した活動自体を推進してそのミッションを達成していくことにある。ミッションを達成するために活動していく過程で生じた剰余は、当然のことながら活動の推進のために再投資されるはずであり、ミッションが達成されたために活動を終了するとき手元に財産が残っていたとしたらそれは、あくまで活動の結果としての剰余であり活動を終了した組織にとっては、言わば不要なものでありそれを政府や類似の活動を行う非営利組織に提供するのは、組織の目的からして当然のことであると言える。

本節においては、非営利組織と営利組織を区別する基準として非分配制約の意義について検討した。我が国や米国における実務上、非分配制約は営利非営利の区分に大きな意義を果たしている点に加えて市場の失敗および契約の失敗を補完し、必要なサービスを社会に提供するという非営利組織の役割を果たすために重要な概念である事を確認した。そのように考えるならば、非営利組織は、事業継続中の剰余金の分配や残余財産の分配を行わないという言わば狭義の非分配制約に加えて、運営者に法外な報酬を与えたり、特定の利害関係者にFRINGE BENEFITを提供し実質的な利益分配が行われ可能性までも排除した広義の非分配制約を課す事で、社会からの信頼を得て活動を推進することができると言える。すなわち、非営利組織にとって非分配制約は言わば信義則に基づくものであることに加えて、サービスの利用者との情報の非対称性を緩和させ、社会からの信頼を得て積極的に活動を行えるというメリットを生じさせるものであると言える<sup>9)</sup>。

#### 4 むすびにかえて

本稿においては、一般法人の意義と特徴について外観した上で、非営利組織に備えられている非営利性の意義について検討を行ってきた。剰余金及び残余財産の分配を制限する非分配制約が非営利組織の存在意義に照らして重要な意義を果たすと考えた場合に制度上、残余財産が実質的に分配可能な一般法人は、非分配制約が徹底されておらず非営利組織として分類される事は問題があると言わざるを得ない。公益法人改革のグランドデザインの中で、共益目的の中間法人を一般法人に含め包括的な非営利組織制度を設計する必要があった事は理解できるが、株式会社への移行を含め制度の移行段階で非分配制約が果たす役割が重視される必要があったと言える。

非分配制約をメルクマールとした場合に厳密には、非営利組織とは分類できない一

---

<sup>8)</sup> 非分配制約が徹底されていない非営利型以外の一般法人は、基本的に営利企業と同じ課税の体系に組み込まれる。

<sup>9)</sup> その為には、積極的に非営利性が徹底している事を含めてディスクロージャーを拡充することでその効果は、高まると言える。

般法人を非営利組織として分類する事は、サービスの利用者に事実誤認を生じさせることにもなりかねず、一般法人が社会的信頼を得ていく事を難しくすることになると言える。実際に税法上、非分配制約が徹底されていない一般法人は、企業と同様の扱いをしている事はその端的な例であると言える。

一般法人は、非営利組織に分類されているが現状において必ずしも全ての法人が非営利組織としての特性を有しているとは、言えない。卑近な例であるが非営利性が徹底されていない一般法人が非営利組織として誤認されその比較優位性を利用し事業を活動していく中で財産を増やしていき、最終的に解散時にそれを特定の者に配分する事が制度上可能になっている。この事は、一般法人に対する信頼を揺らがせ非営利性を徹底し真摯にミッションの達成を目指している法人にとっても悪影響を与えることになり得る。非分配制約の徹底は、法人が非営利組織として活動しミッションを達成するために必要なサービスの利用者及び社会からの信頼を得る上で重要な役割を果たすと言えるため、一般法人の地位向上の観点からも非分配制約の徹底を法人の設立要件として重視される議論が必要であると言える。

#### 参考文献

FASB (1978) RESEARCH REPORT, Financial Accounting in Nonbusiness Organizations -An Exploratory Study of Conceptual Issues.

安立清史 (2006) 「非営利組織 (NPO) 理論の社会的検討」『共生社会学：人間科学』第5号pp. 1-15。

岡村勝義 (2015) 「一般社団・財団法人の公益認定基準の検討」『非営利法人研究学会誌』VOL. 17、pp. 1-23。

齋藤真哉 (2014) 「非営利法人制度の現状と課題」『非営利法人研究学会誌』VOL. 16、pp. 23-34。

柴田和史 (2015) 『会社法詳解 第2版』商事法務。

西村剛 (2005) 「非営利組織 (NPO) の基本的性格に関する一考察」『奈良産業大学紀要』第21号、奈良産業大学経営学部、P29-47。

橋本理 (1998) 「非営利組織理論の検討」『経営研究』第48巻第4号、関西大学、P135-157。

平野裕之 (2017) 『民法総則』日本評論社。

古市雄一郎 (2017) 「非営利組織の純資産についての研究」『研究年報』第11号、大原大学院大学、P117-127。

若林茂信 (1997) 『アメリカの非営利法人会計基準』高文堂出版。

本論文は科研費基盤C（課題番号16K04007）「法人組織形態の多様化と資本等取引概念の変容に伴う課税所得計算の再構築」による研究成果の一部です。

（ふるいち ゆういちろう・大原大学院大学 会計研究科准教授）